

令和4年第1回竜王町議会定例会（第1号）

令和4年3月2日

午後1時30分開会

於 議 場

**1 議 事 日 程（第1日）**

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第 2号 竜王町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第 3号 竜王町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第 4号 竜王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議第 5号 竜王町特別職の職員で常勤のものとの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第 6号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第 7号 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議第 8号 竜王町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議第 9号 竜王町行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第11 議第10号 令和3年度竜王町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第12 議第11号 令和3年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第13 議第12号 令和3年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第3号）
- 日程第14 議第13号 令和3年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議第14号 令和3年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議第15号 令和3年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議第16号 令和3年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議第17号 令和3年度竜王町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議第18号 令和4年度竜王町一般会計予算
- 日程第20 議第19号 令和4年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

予算

日程第 2 1 議第 2 0 号 令和 4 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）

予算

日程第 2 2 議第 2 1 号 令和 4 年度竜王町学校給食事業特別会計予算

日程第 2 3 議第 2 2 号 令和 4 年度竜王町介護保険特別会計予算

日程第 2 4 議第 2 3 号 令和 4 年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 2 5 議第 2 4 号 令和 4 年度竜王町水道事業会計予算

日程第 2 6 議第 2 5 号 令和 4 年度竜王町下水道事業会計予算

日程第 2 7 議第 2 6 号 訴えの提起について

日程第 2 8 議第 2 7 号 竜王町職員懲戒審査委員会委員の選任について

日程第 2 9 議第 2 8 号 竜王町職員懲戒審査委員会委員の選任について

## 2 会議に出席した議員（12名）

1番	澤田満夫	2番	中村匡希
3番	福田優三	4番	鎌田勝治
5番	橘せつ子	6番	尾川幸左衛門
7番	大前セツ子	8番	磯部俊男
9番	小西久次	10番	森島芳男
11番	岡山富男	12番	貴多正幸

## 3 会議に欠席した議員（なし）

## 4 会議録署名議員

9番	小西久次	10番	森島芳男
----	------	-----	------

## 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	西田秀治	教育委員会教育長	甲津和寿
副町長	杼木栄司	総務主監	市田重宏
住民福祉主監兼 発達支援課長	奥浩市	産業建設主監	井口清幸
会計管理者	小森久美子	総務課長	間宮泰樹
未来創造課長	関司明德	中心核整備課長	森徳男
税務課長	中島孝之	生活安全課長	富田尚弘
住民課長	寺嶋要	福祉課長	西村忠晃
健康推進課長	川嶋正明	農業振興課長	中山孝彦
商工観光課長	岩田宏之	建設計画課長	市岡忠司
上下水道課長	森岡道友	教育次長	知禿雅仁
教育総務課長	町田啓司	学校教育課長	山本照代
生涯学習課長	込山佳寛		

## 6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	西川良浩	書記	井村奈緒美
--------	------	----	-------

開会 午後1時30分

**○議長（貴多正幸）** 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員数は12人であり  
ます。よって、定足数に達していますので、これより令和4年第1回竜王町議会  
定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申出がありますので、これを認めること  
にいたします。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** 皆さん、こんにちは。令和4年竜王町議会第1回定例会の開  
会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何  
かと御多用の中、御出席いただき厚くお礼を申し上げます。

3月に入り、寒さの中に春の兆しを感じられるようになってまいりました。

さて、世界では、ウクライナへのロシア軍の侵攻など、世界経済に大きな混乱  
が生じている一方、新型コロナウイルス感染症につきましても、1月以降急拡大  
しておりまして、3月1日時点での我が町の感染者数は、前日比2名増えまして  
437名、また、3月1日現在の陽性者の数は75名で、内訳として、入院され  
ている方が5名、そのうち2名は中等症ということでございまして、自宅療養が  
69名、ホテルでの療養が1名というふうになっておりまして、大変厳しい状況  
が続いているところでございます。

これから卒業式等人が集まる機会が多くなってまいりますので、引き続き町民  
の皆様には感染症対策の徹底をお願いするとともに、町といたしましても迅速な  
ワクチン接種に向け、国や県と緊密に連携しながら進めてまいりたいと考えてお  
ります。

さて、本定例会では、来年度の当初予算案を含めました案件を上程させていた  
だきますので、慎重なる御審議を賜り、適切な御結論をいただきますようお願い  
申し上げ、開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いま  
す。

**○議長（貴多正幸）** これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に議会諸般報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いま  
します。

なお、説明は省略いたしますので、御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（貴多正幸） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、9番 小西久次議員、10番 森島芳男議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 2 会期の決定

○議長（貴多正幸） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3月2日から3月25日までの24日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日3月2日から3月25日までの24日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどお願い申し上げます。

これより、一般行政について町長より、また、教育行政について教育長よりそれぞれ方針表明の申出がありますので、これを認めることといたします。

西田町長。

○町長（西田秀治） 本日、ここに令和4年第1回竜王町議会定例会の開会に当たりまして、新しい年度に向けた町政の執行について、その方針を申し述べます。

まず、我が国の経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響の下にありますが、厳しい状況は徐々に緩和されつつあり、全般的には持ち直しの動きが見られます。ただし、オミクロン株を含めた新型コロナウイルス感染症による内外経済への影響、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分に注意する必要があります。加えまして、ロシアのウクライナへの侵攻が世界経済へ悪影響を与える状況にもございます。

つきましては、経済財政運営に当たりましては、ウィズコロナの下で、社会経済活動の再開・継続を図りつつ、安全安心を確保していくとともに、経済対策を迅速かつ着実に実施し、公的支出による下支えを図りつつ、消費や設備投資といった民需の回復を後押しし、経済を民需主導の持続的な成長軌道に乗せていくこととしております。

具体的には、「科学技術立国の実現」、地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」、「経済安全保障」を3つの柱とした大胆な投資とともに、カーボンニュートラル、DXへの投資など、ポストコロナ社会を見据えた成長戦略を推進し、経済成長を図ることとしております。

本町の令和3年度決算といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により、町税収入について、当初予算からの大幅な増収は見込めないと見込んでおりますが、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種事業、子育て世帯生活支援特別給付金事業はもちろんのこと、国の地方創生臨時交付金を活用し、町内飲食店への支援事業、中小企業等の事業継続支援事業、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に伴う営業時間短縮要請に協力した店舗に対する時短要請協力金事業、農業者が加入する農業保険に対する助成等を行うことができました。

また、活力あふれるまちづくりとして、コンパクトシティ化構想実現に向けた中心核整備に係る事業地造成の基本設計、新設道路の予備設計等の実施、竜王小学校移転新築に向けた基本計画の策定、道の駅アグリパーク竜王のミートショップ等の整備、若者も暮らしたくなる定住のための住まい助成を継続、新たな企業誘致の推進を行い、安心して暮らせるまちづくりとして、小中学生の医療費無償化を継続、新たな学童保育所建設に係る設計、軽自動車の購入助成の継続、路線バスとチョイソコリゅうおうの利用促進、竜王町防災行政情報システムの運用管理、橋梁の修繕工事と道路交通網の長寿命化事業を行うことができました。令和4年度当初予算案については、これまでのまちづくりの取組及び重点施策プロジェクトの取組を継続しつつ、『活力と安心、新時代に希望かなえるまちづくり』をテーマに掲げ、「明るく元気で活力あふれる強いまち竜王町」、また、「次世代に誇れるまち竜王町」づくりを柱とし、第六次総合計画で決めました、10年後のあるべき姿「若者も暮らしたい 希望かなえる 輝竜の郷～心弾む新時代へのチャレンジ～」の実現に向けた施策を推進していくことに対し、予算を重点配分しております。

なお、令和3年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による法人町民税収の下振れを見込んでおりますが、将来を見据えた健全な財政運営を行うため、財政規律を守りながら、基金等の財源を活用し、コンパクトシティ化構想の実現等将来に向けた投資を積極的に行う予算としており、一般会計の歳入歳出予算総額を67億2,900万円、対前年度は12.2%の増としており、これまでの

まちづくりの取組及び重点施策プロジェクトの取組を継続しつつ、第六次総合計画の重点施策である『豊かさ』、『やさしさ』、『つながり』の3分野の重点プロジェクトを推し進めることで、将来像の実現をめざしてまいります。

また、今後も加速する超少子高齢化や人口減少を見据え、持続的な発展をめざした効果的な施策の展開を図り、特にコンパクトシティ化構想の実現に向けた中心核整備については最優先事項として、その実現に向けて重点的かつ着実に推進することとしております。

主な重点施策につきましては、第六次総合計画の3分野の基本施策に沿って御説明いたします。

「活力あふれるまちづくり～発展・進化を生み出す豊かさの創造～」につきましては、本町の地理的優位性や産業構造などの特徴を生かして、まちをより便利に、そして、活性化することで魅力を発信していく取組に関する分野でございまして、まず、コンパクトシティ化構想に基づく中心核整備事業として用地取得等を行い、竜王小学校の移転新築に向けた設計を行ってまいります。

次に、竜王らしい農村環境の整備として、農業振興地域整備計画の変更を行います。

次に、道路ネットワークの強化と地域交通の充実をめざす事業として、橋梁の修繕工事と道路交通網の長寿命化、幹線交通及び地域内交通を維持・確保してまいります。

なお、各集落と中心核等との移動手段であります「チョイソコリゅうおう」は、令和4年度から本格運行を開始いたします。

次に、まちの魅力発信による新たな企業誘致の推進と定住の促進をめざす事業として、ふるさと納税の推進、立地企業との関係強化と新たな企業誘致の推進、若者も暮らしたくなる定住のための住まい助成を行ってまいります。

「安心して暮らせるまちづくり～次世代に引き継げるやさしさの創造～」は、快適かつ安全な環境の中で、誰もが生涯にわたって健やかに安心して暮らせるまちを創出していく取組に関する分野でございまして、まず、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりと子育て支援等の充実をめざす事業として、学童保育所設置に係る西幼稚園跡施設の改修工事、小中学校の医療費無償化の継続、軽自動車の購入助成を行います。

次に、魅力ある学校・園づくりとして、各種支援員等を町内校園に配置することによるきめ細かな指導や支援の充実、生きて働く基礎学力の定着と系統的英語

教育の推進、また、国の「早寝早起き朝ごはん」推進校事業を実施してまいります。

なお、さらなる就学前教育・保育の充実と保護者のニーズに応えられるよう、令和4年度から町立幼稚園を認定こども園に移行いたします。

次に、スポーツと健康づくりの推進事業として、滋賀国民スポーツ大会に向けたスポーツライミングの普及促進とりゅうおう健康ベジ7（セブン）チャレンジを推進してまいります。

次に、自然災害に対する危機管理及び危機対応力の向上、強靱化の推進をめざす事業として、耐震改修促進計画の策定、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の策定、日野川改修、国道8号整備促進の強化について、国・県要望を強化してまいります。

「みんなで進めるまちづくり～新たな時代に対応したつながりの創造～」につきましては、まちづくりを効果的に進めるためのしくみづくりに関する分野でございまして、まず、地域コミュニティの活性化と協働の推進をめざす事業として、本町にふさわしい新たな活動組織のあり方の検討、コミュニティ活動への助成を行ってまいります。また、自治会活動への支援として、未来へつなぐまちづくり交付金による支援、自治会館の建設、または購入のための経費に対する補助を行います。

次に、先端技術の利活用に関する事業として、竜王町防災行政情報システムの運用管理、行政手続のオンライン化の推進、農地パトロール及びマイナンバーカード普及促進業務に係るタブレット端末等の整備を行います。

最後になりますが、新年度におきましても、まずは新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種事業を円滑に実施し、感染症の拡大防止に努めてまいります。

なお、今回の方針の説明につきましては、第六次総合計画に沿った形とさせていただきますが、予算編成に当たりましては、本町が過去から積み上げてきた実績を踏まえつつ、これまでのまちづくりの取組及び重点施策プロジェクトの取組も継続してまいります。この方針の下、様々な取組の目的を見定め、コロナ禍ではありますが、明るく元気なまちづくりに向け、積極的に挑戦し続ける一年となるよう、全力で取り組んでまいります。また、これまで同様、現場重視の姿勢を大切に、町民皆様の声をしっかりと受け止め、町政発展のため尽力してまいりますので、議員皆様方の各段の御指導と御協力をはじめ、町民皆様方より一層



の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ、令和4年度に当たっての行政執行方針といたします。

新たな一年を、また皆さんどうぞよろしく願いしておきます。

**○議長（貴多正幸）** 甲津教育委員会教育長。

**○教育委員会教育長（甲津和寿）** それでは、私のほうから、令和4年度竜王町教育行政基本方針について説明させていただきます。

お手元の基本方針の1ページを御覧ください。

基本目標、合い言葉については後ほど詳しく説明させていただきますので、本文に進ませさせていただきます。

令和3年度も新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大により、様々な制約を受ける中ではありましたが、竜王町教育委員会では、事務局と学校・園・給食センターや公民館・図書館と、これまで以上に連携を密にしながら、「今、できることを今する」、「発想の転換」、「柔軟な対応」を合い言葉に知恵を絞り、アイデアを出し合いながら学校教育活動、社会教育活動の推進に取り組んできました。年度当初の計画どおりには行かなかったことや延期、規模縮小等もありましたが、できる限りの感染症対策を講じて、竜王ならではの活動や竜王という規模だからこそできる事業に取り組むことができ、一定の成果を上げることができました。

その一例として、学校教育分野では、町を挙げて両小学校で継続して取り組んでいる徹底反復学習竜王チャレンジタイムの成果が、2年ぶりに実施された全国学力学習状況調査の結果に出ました。小学校の国語、算数が全国平均に到達しました。特に漢字や計算の正答率が高かったのは、徹底反復学習で取り組んでいる漢字の先取り学習や100ます計算の成果であると確信することができました。

今年度も竜王西小学校を会場に、徹底反復学習公開研修会を開催することができました。町内教職員のほか、県内外から約20名の参加者があったことは、県下「初」、県下「オンリーワン」の取組として成果が出ました。また、公開研修会の様子や徹底反復学習の取組が新聞で取り上げられたことや、竜王小学校と竜王幼稚園で開催された自主公開アピール事業は、竜王ならではの教育の発信となり、令和3年度の教育行政基本方針でうたった県内外への積極的な発信に努めることの具現化につながりました。

さらに、竜王町立認定こども園の令和4年4月開園に向けた体制整備やGIGAスクール構想を具現化するタブレット端末の有効活用、竜王小学校建設基本計

画の策定、給食センターのアレルギー対応施設の整備計画をまとめることができました。

一方、社会教育分野では、令和2年度に引き続き国の委託を受け、「早寝早起き朝ごはん」推進校事業に町内小中学校と教育委員会が連携して取り組みました。この取組の一端が令和4年1月の「早寝早起き朝ごはん」全国協議会ニュースで取り上げられ、子どもたちを真ん中にしたチーム竜王の挑戦を全国に発信することができました。また、「スマホが私たちにもたらすもの、その「光と影」を考える」と題して開催した教育フォーラム2021は約200名の参加の下、スマホ等とのつき合い方について中学生と大人で本音のトークが展開され、スマホ依存度縮減に向けた貴重な啓発の場となりました。

さらに、常設ボルダリング施設の整備やスポーツクライミング選手の育成、人権啓発セミナー、歴史文化講座、公民館では各種講座や教室開催のほか、アートギャラリーと題した作品展示、図書館では様々な読書サービスのほか、展示コーナーも活用して町民等の魅力ある作品を展示することができました。これらの取組も、「キラリ」を意識した県内外への情報発信、竜王教育の魅力のアピールにつながりました。

令和4年度はこうした実績を踏まえ、できる限りの新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら、さらなる発想の転換や柔軟な対応に努めつつ、学校教育と社会教育を車の両輪として、教育行政を力強く推進していきます。

そこで、令和4年度も基本目標を「夢と志を持ち未来に向かってたくましく生き抜く人づくり」とします。また、キラリと光る教育の推進で竜王の人づくり、さらには、まちづくりの一翼を一層担わなければとの強い思いから、「キラリと光る教育で竜王の人づくり・まちづくり」を合い言葉とします。この「キラリと光る教育」には、竜王ならではの教育、竜王だからこそできる教育、県内外に自信を持って発信できる竜王の教育を目指すという願いを込めています。

また、県下「初」の取組(挑戦)、県下「ナンバー1」の取組(向上)、県下「オンリー1」の取組(創造)を「キラリと光る教育」実現の柱として位置づけ、様々な教育施策を推進してまいります。そして、令和3年度に引き続き、町内はもとより、県内外への積極的な発信に努めます。

これまで述べてまいりました基本目標や合い言葉を具現化する礎となる基本理念は、引き続き「不易流行」といたします。感染症拡大防止のための新しい生活様式を遵守する中であっても、決しておろそかにできない本質的なものを大切に

しながらも、昨今の社会情勢を見据え、変えるべきものは変える、変化を恐れず挑戦することを原点とします。

この基本目標、合い言葉、基本理念を踏まえて、次の4つの行動方針を定めず。

#### 【行動方針】

その1、個人の力と組織の力を生かした相乗効果により教育の質を高める

その2、県下「初」の取組(挑戦)、県下「ナンバー1」の取組(向上)、県下「オンリー1」の取組(創造)を積極的に推進する

その3、「キラリ」を意識して県内外へ情報発信し、竜王教育の魅力をアピールする

その4、常にPDCAサイクルを回し、改善を図る(特に「D→C」に留意する)

この行動方針に基づき、乳幼児から高齢者の思いに寄り添う教育の推進に努めます。

特に、令和4年度は、

- ①子どもたちのたくましく生き抜く力を育む教育のさらなる充実
- ②竜王小学校移転新築に係る基本計画を踏まえた基本設計・実施設計の推進
- ③令和7年開催の滋賀国民スポーツ大会に向けてのハード、ソフト両面の充実
- ④竜王町立竜王こども園の開園と教育・保育の充実

という4大重点プロジェクトを計画的に一步一步着実に進めていかななくてはならないことを踏まえ、行動方針その4にあるように、特にDからC(実行からチェック)に留意してまいります。

次に、学校教育、社会教育の各分野における推進目標と重点目標を以下のよう

に定めます。

学校教育分野においては、次の推進目標と4つの重点目標を定めます。

#### 【推進目標】

変化の激しい社会をたくましく生き抜く力を育む学校教育の推進

#### 【重点目標】

その1、たくましく生き抜く力を育む学校教育の推進

その2、心身の健やかな成長を支える就学前教育の推進

その3、安全安心な学校・園教育の推進

その4、子どもの力を引き出し伸ばす教職員の実践力の向上

社会教育分野においては、次の推進目標と5つの重点目標を定めます。

**【推進目標】**

豊かな人生を自ら切りひらいていくための資質や能力を育む社会教育の推進

**【重点目標】**

その1、心豊かでたくましい青少年の健全育成

その2、全ての人が生き生きと学べる生涯学習の推進

その3、文化芸術の振興と文化財保護の充実

その4、明るく住みよいまちづくりを目指す人権教育の推進

その5「観る！する！楽しむ！」豊かなスポーツライフの推進

以上、これまで述べてまいりました様々な取組に対し、PDCAサイクルをしつかりと回し着実に推進していくために、教育委員会事務局と町長部局との一層の連携強化に努め、感染症の拡大等、厳しい状況が続く中にあっても、夢と志を持って、キラリと光る教育で竜王の人づくり・まちづくりに力強く取り組んでまいりたいと思います。

以下の施策体系図、また、その後の具体的な内容につきましては、本基本方針5ページ以降を御覧いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

令和4年度もどうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

**○議長（貴多正幸）** 以上で、行政執行方針並びに教育行政基本方針の表明を終結いたします。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

- |       |       |                                         |
|-------|-------|-----------------------------------------|
| 日程第 3 | 議第 2号 | 竜王町課設置条例の一部を改正する条例                      |
| 日程第 4 | 議第 3号 | 竜王町個人情報保護条例の一部を改正する条例                   |
| 日程第 5 | 議第 4号 | 竜王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例             |
| 日程第 6 | 議第 5号 | 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議第 6号 | 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                |
| 日程第 8 | 議第 7号 | 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例                  |
| 日程第 9 | 議第 8号 | 竜王町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例    |

- 日程第 10 議第 9 号 竜王町行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 11 議第 10 号 令和 3 年度竜王町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 12 議第 11 号 令和 3 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第 13 議第 12 号 令和 3 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議第 13 号 令和 3 年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議第 14 号 令和 3 年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議第 15 号 令和 3 年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議第 16 号 令和 3 年度竜王町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議第 17 号 令和 3 年度竜王町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（貴多正幸） 日程第 3 議第 2 号、竜王町課設置条例の一部を改正する条例から日程第 18 議第 17 号、令和 3 年度竜王町下水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 16 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま上程いただきました、議第 2 号から議第 17 号までの各議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第 2 号、竜王町課設置条例の一部を改正する条例につきましては、障がいや発達に課題を有する方に対して円滑な相談体制を構築するとともに、早期療育等を含む施策の充実及びサービス基盤の整備を図ることを目的として、発達支援課と健康推進課障がい福祉係を統合し、自立支援課を新設することから、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第 3 号、竜王町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合されることに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第 4 号、竜王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置のう

ち、人事院からの意見の申出を受け、国においては、関係法令を改正することについて閣議決定されました。本町においても均衡を図るため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第5号、竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和3年8月10日の人事院勧告を受け、国においては同年11月24日に人事院勧告を尊重しつつも、コロナ禍の異例状況下で経済対策等に鑑みて勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げるが、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月期末手当から減額を行うことと閣議決定されました。本町においても滋賀県知事通知を踏まえ、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準拠し、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第6号、竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和3年8月10日の人事院勧告を受け、国においては同年11月24日に人事院勧告を尊重しつつも、コロナ禍の異例状況下で経済対策等に鑑みて勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げるが、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月期末手当から減額を行うことと閣議決定されました。本町においても滋賀県知事通知を踏まえ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準拠し、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第7号、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険税の賦課方式について、4方式から3方式に変更し、令和4年度の納付金額に基づき税率を改定するとともに、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を減額する等の必要があることから、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第8号、竜王町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和3年4月13日付消防庁長官通知において、消防団員の処遇の改善に向け取り組むべき事項及び留意事項が示されたことから、当該通知に基づき消防団員の報酬等を改定するため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第9号、竜王町行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、令和3年9月に施行されたデジタル改革関連法の推進によるデジタル時代を見据えたデジタルガバメントの実現のため、国におい

て、行政手続における押印廃止に向けた取組が進められる中で、本町においても行政手続の簡素化を図るため、本条例により関係条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、議第10号、令和3年度竜王町一般会計補正予算（第8号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第7号）までの歳入歳出予算額が、70億808万1,000円でございます。今回、この総額に6,904万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億7,712万7,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳入におきまして、収入見込みによる町税の増額、また、国の補正予算に伴い普通交付税を増額するとともに、普通交付税の追加交付により臨時財政対策債を減額し、さらに、財政調整基金繰入金を減額するもの等でございます。歳出におきましては、既に執行が終わった予算残額の減額、または決算見込みによる減額のほか、今回の補正による歳入余剰分を財政調整基金に、臨時財政対策債の減額相当分を減債基金にそれぞれ積み立てるため、増額するもの等でございます。これに加えて、令和3年度末までに事業が完了できない見込みとなっているもの等について繰越明許費の追加及び変更を、地方債については限度額を変更するものでございます。

次に、議第11号、令和3年度竜王町国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が16億2,717万1,000円でございます。今回、この総額から3億8,699万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億4,017万6,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、執行見込みにより、一般被保険者療養給付費、一般被保険者等高額療養費等を減額するもの等でございます。

次に、議第12号、令和3年度竜王町国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）につきましては、医科におきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が1,660万円でございます。今回、この総額のうち、歳入について239万5,000円の組替えをさせていただくものでございます。

補正予算の内容といたしましては、事業勘定繰入金及び繰越金を増額することから財政調整基金繰入金を減額するものでございます。歯科におきましては、現

にお認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が5,053万1,000円でございます。今回、この総額から102万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,951万円とさせていただくものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳入につきましては、今後の見込みにより診療収入を減額するとともに、繰越金を増額するものでございまして、歳出につきましては、財政調整基金積立金を増額し、人件費を減額するものでございます。

次に、議第13号、令和3年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が5,932万9,000円でございます。今回、この総額から44万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,888万7,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳入につきましては、今後の見込みにより給食費負担金を減額し、副食費免除に伴う一般会計繰入金を増額するとともに、歳出につきましては、資材費を減額するものでございます。

次に、議第14号、令和3年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が10億9,915万7,000円でございます。今回、この総額から4,474万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,441万1,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、執行見込みにより、施設介護サービス給付費及び地域密着型介護サービス給付費を減額するとともに、その財源である国庫支出金等を減額し、また、繰越金を増額することから、介護給付費準備基金積立金を増額するものでございます。

次に、議第15号、令和3年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が1億1,860万円でございます。今回、この総額に501万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,361万3,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳入におきまして、本算定により保険料を増額するとともに、保険基盤安定繰入金の額が確定したことから、一般会計



繰入金を減額するものでございます。歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金について、執行見込みにより増額するものでございます。

次に、議第16号、令和3年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、令和3年度竜王町水道事業会計の第3条で定めました、収益的収入の既決予定額3億5,843万3,000円から、今回115万5,000円を減額し3億5,727万8,000円に、収益的支出の既決予定額3億3,869万9,000円から、今回957万3,000円を減額し3億2,912万6,000円に、また、第4条で定めました資本的収入の既決予定額1億7,770万円から、今回5,620万円を減額し1億2,150万円に、資本的支出の既決予定額2億5,275万円から、今回6,604万9,000円を減額し1億8,670万1,000円とさせていただきたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、収益的収入につきましては、営業収益の受託工事収益を200万円減額し、営業外収益の長期前受金戻入及び雑収益を計84万5,000円増額いたしたいものでございます。

次に、収益的支出につきましては、営業費用の原水及び浄水費186万7,000円、配水及び給水費33万3,000円、受託工事費200万円、総係費312万1,000円、減価償却費20万円をそれぞれ減額いたしたいものでございます。また、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費55万円、雑支出150万2,000円をそれぞれ減額いたしたいものでございます。

資本的収入につきましては、企業債2,900万円、補助金2,590万円、他会計負担金130万円をそれぞれ減額いたしたいものでございます。

資本的支出につきましては、改良事業費6,432万9,000円、固定資産購入費172万円をそれぞれ減額いたしたいものでございます。

なお、これらに伴いまして、第4条括弧書で定めております補填財源及び第6条に定めております企業債の限度額につきましても、改正させていただきたいものでございます。

次に、議第17号 令和3年度竜王町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、令和3年度竜王町下水道事業会計予算の第3条で定めました、収益的収入の既決予定額5億830万8,000円から、今回36万8,000円を減額し5億794万円に、収益的支出の既決予定額4億9,553万8,000円から今回1,098万6,000円を減額し、4億8,455万2,000円に、また、第4条で定めました資本的収入の既決予定額2億7,326万5,0

00円から、今回4,310万2,000円を減額し2億3,016万3,000円に、資本的支出の既決予定額4億3,012万円から、今回4,316万8,000円を減額し3億8,695万2,000円とさせていただきたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、収益的収入につきましては、営業収益の下水道使用料891万1,000円を増額し、営業外収益の他会計補助金2,077万9,000円を減額、長期前受金戻入33万9,000円を増額し、特別利益のその他特別利益1,116万1,000円を増額いたしたいものでございます。

次に、収益的支出につきましては、営業費用の管渠費13万6,000円、処理場費178万円、業務費36万8,000円、総係費925万8,000円、流域下水道管理運営費負担金76万6,000円をそれぞれ減額し、減価償却費50万7,000円、資産減耗費159万8,000円をそれぞれ増額いたしたいものでございます。また、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費78万3,000円を減額いたしたいものでございます。

資本的収入につきましては、建設改良費等企业債4,220万5,000円、補助金161万9,000円をそれぞれ減額し、受益者分担金72万2,000円を増額いたしたいものでございます。

資本的支出につきましては、管渠築造費3,382万5,000円、流域下水道建設費934万3,000円をそれぞれ減額いたしたいものでございます。

なお、これらに伴いまして、第4条括弧書で定めております補填財源及び第5条に定めております企業債の限度額並びに第9条に定めております他会計から補助を受ける金額につきましても、改正させていただきたいものでございます。

以上、議第2号から議第17号までの各議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第10号につきましては、詳細について担当課長から説明させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

**○議長（貴多正幸）** 間宮総務課長。

**○総務課長（間宮泰樹）** ただいま町長から、議第10号、令和3年度竜王町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由の説明があったところでございますが、さらにその内容について、お手元配付の提出議案説明資料35ページの令和3年度（令和4年）3月補正予算概要により説明させていただきます。

まず、35ページ下段の主な歳出から説明させていただきます。

公用自動車運行業務委託料600万円の減額は、執行見込みにより減額するものでございます。

次に、庁舎設備等管理業務委託料740万円の減額は、入札による執行残を減額するものでございます。

次に、撤去工事（有線放送施設）2,000万円の減額は、入札による執行残を減額するものでございます。

次のページに移りまして、コミュニティ助成事業補助金710万円の減額は、令和3年度採択地区の確定により減額するものでございます。

次に、住民基本台帳システム等改修委託料352万円の増額は、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約が可能となるようシステム改修を実施することから、増額するものでございます。

次に、自立支援給付費2,800万円の増額は、障害福祉サービス受給者数の増加に伴い扶助費が不足するため、増額するものでございます。

次に、福祉医療扶助費1,108万6,000円の減額は、執行見込みにより減額するものでございます。

次に、介護保険特別会計繰出金752万1,000円の減額は、介護保険特別会計の決算見込みにより減額するものでございます。

次に、後期高齢者医療負担金1,349万1,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計の決算見込みにより減額するものでございます。

次に、農業委員会委員報酬889万5,000円の増額は、県からの交付金が追加で割り当てられたため、能率給分について増額するものでございます。

次に、町道道路改良・舗装他工事1,294万3,000円の減額は、国庫支出金の交付決定により減額するものでございます。

次に、橋梁耐震修繕工事850万円の減額は、国庫支出金の交付決定により減額するものでございます。

次に、下水道事業負担金2,022万4,000円の減額は、下水道事業会計の決算見込みにより減額するものでございます。

次に、総合運動公園再整備構想検討業務委託料337万円の増額は、総合運動公園西部について、多目的グラウンド拡充、グラウンドゴルフ場新設等の検討に係る調査を実施することから、増額するものでございます。

次に、竜王小学校建築設計業務委託料705万9,000円の減額は、入札による執行残を減額するものでございます。

次に、財政調整基金積立金2億1,865万3,000円の増額は、歳入の増加等による余剰分について積立てを行うことから、増額するものでございます。

次に、減債基金積立金6,689万7,000円の増額は、国の令和3年度補正予算（第1号）により普通交付税が追加で交付され、当該交付分には臨時財政対策債償還基金費が含まれており、基金費相当分については、減債基金への積立てを行い将来負担に備えることとされていることから、増額するものでございます。

次に、人件費2,423万7,000円の減額は、職員の退職等による不用額について減額するものでございます。

続きまして、歳入補正予算の主なものについて説明させていただきます。

資料戻っていただきまして、35ページを御覧ください。

上段の、主な歳入から御説明申し上げます。

まず、町税でございますが、個人町民税、法人町民税、固定資産税について、それぞれの収入見込みにより増額するものでございます。

次に、地方交付税について、国の令和3年度補正予算（第1号）により普通交付税が追加交付されることとなったことから、1億8万5,000円を増額するものでございます。

次に、国庫支出金について、障害者自立支援給付費負担金1,335万円の増額は、自立支援給付費の増額補正による増額、重層的支援体制整備移行準備事業費補助金1,020万8,000円の増額は、執行経費に対して当初の想定より多く補助金対象として経費算入が可能となったことによる増額、社会資本整備総合交付金（防災安全）985万3,000円の減額は、交付決定に合わせた減額、社会保障・税番号制度システム整備費補助金352万円の増額は、住民基本台帳システム等改修に伴い、全額が補助されることによる増額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,135万円の増額は、令和3年度分の交付決定により増額するものでございます。

次に、県支出金について、障害者自立支援給付費負担金667万5,000円の増額は、自立支援給付費の増額補正による増額、農業委員会費交付金937万2,000円の増額は、追加で交付されることとなったことにより増額するものでございます。

次に、諸収入について、コミュニティ助成事業助成金710万円の減額は、採択地区の確定による減額、埋蔵文化財発掘調査費851万4,000円の減額は、

対象となる事業の執行見込みがないことから減額するものでございます。

次に、地方債について、公共施設等適正管理推進事業債 1, 800 万円の減額は、有線放送施設撤去工事の減額補正による減額、社会資本整備事業債（防災安全） 880 万円の減額は、交付決定額に合わせて減額するものでございます。

臨時財政対策債 6, 695 万 2, 000 円の減額につきましては、国の令和 3 年度補正予算（第 1 号）により普通交付税が追加で交付され、当該交付分には臨時財政対策債償還基金費が含まれており、これについては、後年度普通交付税の算定額に算入されないことから減額するものでございます。

次に、その他といたしまして、財政調整基金繰入金 2 億 2, 478 万 4, 000 円の減額は、令和 3 年度当初予算編成に係る一般財源の不足分及び新型コロナウイルス感染症に係る町独自対策の財源としていたものについて、ほかの財源で賄うこととしたことによる減額、未来につなぐふるさと交産基金繰入金 980 万 3, 000 円の増額は、充当する各事業の決算見込みによる増額、竜王町立竜王小学校改築基金繰入金 500 万円の減額は、充当予定であった竜王小学校建築設計業務が減額補正となったことによる減額、前年度繰越金は、予算化していなかった 5, 252 万 6, 000 円を増額するものでございます。

次に、36 ページ中段の繰越明許費補正でございますが、令和 4 年度へ繰り越して実施する事業を記載しております。これらは、事業の進捗の遅延等により令和 3 年度末までに完了できない見込みとなっているもの等について、追加及び変更するものでございます。

最後に、地方債補正でございますが、歳入において説明させていただいたものについては割愛いたします。

児童福祉施設整備事業債につきましては、学童保育所建設工事設計業務の執行見込みにより 40 万円を減額する変更を、社会資本整備事業債（社会資本整備）につきましては、殿山線道路改築事業の交付決定により 150 万円を増額する変更を、緊急自然災害防止対策事業債につきましては、対象となる工事を追加で割り当てることができたことから 120 万円を増額する変更を、道路メンテナンス事業債につきましては、竜王大橋長寿命化工事の交付決定により 340 万円を減額する変更を行うものでございます。

以上、令和 3 年度竜王町一般会計補正予算（第 8 号）の内容説明といたします。

**○議長（貴多正幸）** この際、申し上げます。ここで午後 2 時 45 分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 3 0 分

再開 午後 2 時 4 5 分

○議長（貴多正幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 9 議第 1 8 号 令和 4 年度竜王町一般会計予算

日程第 2 0 議第 1 9 号 令和 4 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
予算

日程第 2 1 議第 2 0 号 令和 4 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）  
予算

日程第 2 2 議第 2 1 号 令和 4 年度竜王町学校給食事業特別会計予算

日程第 2 3 議第 2 2 号 令和 4 年度竜王町介護保険特別会計予算

日程第 2 4 議第 2 3 号 令和 4 年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 2 5 議第 2 4 号 令和 4 年度竜王町水道事業会計予算

日程第 2 6 議第 2 5 号 令和 4 年度竜王町下水道事業会計予算

○議長（貴多正幸） 日程第 1 9 議第 1 8 号、令和 4 年度竜王町一般会計予算から日程第 2 6 議第 2 5 号、令和 4 年度竜王町下水道事業会計予算までの 8 議案を、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま上程いただきました、議第 1 8 号から議第 2 5 号までの各議案につきまして提案理由を申し上げます。

議第 1 8 号、令和 4 年度竜王町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 7 億 2, 9 0 0 万円と定めるものでございます。令和 4 年度予算に係ります基本的な方針等は、先ほど述べました行政執行方針のとおりでございますので、主な取組内容について申し上げます。

まず、「活力あふれるまちづくり」に対する取組といたしまして、次の 4 点でございます。

1 点目は、コンパクトシティ化構想実現に向けた中心核の整備でございます。

2 点目は、竜王らしい農村環境の整備でございます。

3 点目は、道路ネットワークの強化と地域交通の充実でございます。

4 点目は、町の魅力発信による新たな企業誘致の推進と定住の促進でございます。

次に、「安心して暮らせるまちづくり」に対する取組といたしまして、次の4点でございます。

1点目は、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりと子育て支援等でございます。

2点目は、魅力ある学校・園づくりでございます。

3点目は、スポーツと健康づくりの推進でございます。

4点目は、自然災害に対する危機管理及び危機対応力の向上と強靱化の推進でございます。

次に、「みんなで進めるまちづくり」に対する取組といたしまして、次の2点でございます。

1点目は、地域コミュニティの活性化と協働の推進でございます。

2点目は、先端技術の利活用でございます。

これらの事業の実施によりまして、まちの抱える課題の解決に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、議第19号 令和4年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,240万円と定めるものでございます。

主な内容といたしましては、歳入につきましては国民健康保険税が2億1,348万5,000円、県支出金が10億3,191万3,000円、繰入金が8,543万1,000円でございます。歳出につきましては、保険給付費が10億1,672万3,000円、国民健康保険事業費納付金が2億8,038万1,000円、保健事業費が2,276万7,000円でございます。今後とも、適正に事務処理を行い、安定した財政運営を図るとともに、税の公平性の観点からも、引き続き未納対策にも努めてまいります。

次に、議第20号 令和4年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、医科1,260万円、歯科4,790万円と定めるものでございます。医科につきましては、令和3年度に引き続き、新たに開業した竜王町国民健康保険診療所の円滑な運営を図るため、診療所の指定管理者が医療従事者を確保する経費に対し、交付金を交付するものでございます。歯科につきましては、歳入について、診療所運営の主なものとして診療収入が4,279万7,000円、歯科保健事業に係る繰入金が243万9,000円でございます。歯科につきましては、外来診療を中心に

加え、早期予防及び早期治療に取り組んでまいります。また、健康推進と併せて福祉部門と連携し、保健事業や介護予防事業にも積極的に取り組んでまいります。

次に、議第21号 令和4年度竜王町学校給食事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,860万円と定めるものでございます。歳入につきましては、給食負担金が5,849万6,000円、歳出につきましては、給食に係る資材費等でございます。

次に、議第22号 令和4年度竜王町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億350万円と定めるものでございます。歳入につきましては、第1号被保険者保険料が2億6,150万9,000円でございます。歳出につきましては、保険給付費が9億5,804万6,000円、地域支援事業費が2,898万8,000円でございます。今後とも、介護保険制度を持続可能なものとし、適正な介護サービスが受けられるよう健全な財政運営を行い、地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指してまいります。

次に、議第23号 令和4年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,320万円と定めるものでございます。歳入につきましては、後期高齢者保険料が1億131万2,000円、繰入金が2,951万8,000円でございます。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が1億2,924万円でございます。

次に、議第24号、令和4年度竜王町水道事業会計予算につきましては、収益的収入の予定額を3億5,787万3,000円、収益的支出の予定額を3億2,923万6,000円、資本的収入の予定額を1億1,600万円、資本的支出の予定額を1億8,706万7,000円と定めるものでございます。水道事業につきましては、ライフラインの基盤整備として、今日的な課題である管路施設について、安全で安心な水道水の供給ができるよう、年次計画による改良を進めてまいります。

次に、議第25号、令和4年度竜王町下水道事業会計予算につきましては、収益的収入の予定額を5億2,450万2,000円、収益的支出の予定額を5億1,227万4,000円、資本的収入の予定額を2億480万9,000円、資本的支出の予定額を3億8,536万8,000円と定めるものでございます。下水道事業につきましては、経営基盤の強化を図りながら、施設の効率的な維持管理に努め、投資的経費の平準化等を進めてまいります。



以上、議第18号から議第25号までの各議案につきまして説明を申し上げたところでございますが、議第18号、議第19号、議第20号、議第22号、議第24号及び議第25号の詳細につきまして、順に担当課長から説明させていただきますので、よろしく御審議を賜り御承認をいただきますようお願い申し上げ、提案理由といたします。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（貴多正幸） 間宮総務課長。

○総務課長（間宮泰樹） 議第18号 令和4年度竜王町一般会計予算の内容について、お手元に配付いたしております提出議案説明資料43ページの、令和4年度（2022年度）当初予算案（一般会計）の概要に基づき御説明申し上げます。

令和4年度の一般会計予算の総額は67億2,900万円としており、前年度と比較して7億3,000万円の増、率にして12.2%の増としました。

令和4年度は、「明るく元気で活力あふれる強いまち竜王町」、「次世代に誇れるまち竜王町」づくりを柱とし、第六次総合計画で定めた10年後のあるべき姿「若者も暮らしたい 希望かなえる 輝竜の郷 ～心弾む 新時代へのチャレンジ～」の実現に向けた施策を推進してまいります。

令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による法人町民税の下振れを見込んでおりますが、コンパクトシティ化構想の実現等、将来に向けた投資を積極的に行う予算としております。

では、特に予算を重点的に配分した事業について説明いたします。

このページの中段以下を御覧ください。

まず、「活力あふれるまちづくり」に対する予算でございます。

1点目は、「コンパクトシティ化構想実現に向けた中心核の整備」でございます。

コンパクトシティ化構想「交流・文教ゾーン」の造成・道路改築実施設計、用地取得等5億9,219万円の計上は、「交流・文教ゾーン」について、事業地造成・道路改築の実実施設計を行うとともに、用地取得を行うものです。竜王小学校の移転新築に向けた準備2億2,097万円の計上は、竜王小学校の移転新築に向け、令和3年度に策定した基本計画を踏まえ、基本設計及び実施設計を行うものです。

次のページに移りまして、2点目は、「竜王らしい農村環境の整備」でございます。

農業振興地域整備計画の変更457万円の計上は、町全体の土地利用計画等を

踏まえ、農業振興地域整備計画の全体見直しを行うものです。魅力ある農業の創生450万円の計上は、米・野菜・果樹・近江牛等の魅力ある農畜産物を真のブランドとして創生するため、町独自に支援するものです。

3点目は、「道路ネットワークの強化と地域交通の充実」でございます。

橋梁の修繕工事と道路交通網の長寿命化1億1,400万円の計上は、岳川橋の修繕工事や町道の舗装修繕等により長寿命化を図ることで、通行の安全を確保するものです。また、現在協議を進めている国道8号と接続する町道整備について、現地測量、詳細設計等を行うものです。幹線交通の維持・確保2,433万円の計上は、コミュニティバス（八幡竜王線）の運行委託に対する補助及び生活交通路線（岡屋線）維持に対する補助を継続して行うものです。地域内交通の維持・確保2,179万円の計上は、子育て支援や路線バスの利用促進を目的とした通学定期補助及び夜間特別便の運行を継続するものです。また、令和4年4月からチョイソコりゅうおうの本格運行を開始するものです。

4点目は、「町の魅力発信による新たな企業誘致の推進と定住の促進」でございます。

ふるさと納税の推進7,970万円の計上は、ふるさと納税に対し町特産品を返礼することで、町内商工業者の振興、町の知名度向上、観光振興等につながるものです。立地企業との関係強化と新たな企業誘致の推進316万円の計上は、立地企業との関係強化と新たな企業の誘致を推進し、地域経済の活性化を図るものです。また、町有地における新たな土地利用の可能性等について具体的に検討を進めます。若者も暮らしたくなる定住のための住まい助成1,300万円の計上は、若者の定住を促進するため、住宅の新築及びリフォーム、並びに家賃への助成を継続して行うことで定住化を図るものです。また、町有地を活用した住宅地確保に向けた検討も継続します。

次に、「安心して暮らせるまちづくり」に対する予算でございます。

1点目は、「安心して子どもを産み、育てられる環境づくりと子育て支援等の充実」でございます。

放課後児童の健全な育成1億4,732万円の計上は、学童保育所を運営し、昼間就労等で保護者が不在の児童に対し安心して安全な育成の場を提供するとともに、令和4年度は、西幼稚園跡施設を改修し、新たな学童保育所を整備するものです。小中学生の医療費無償化の継続2,921万円の計上は、平成29年10月から実施している中学校卒業までの医療費無償化を継続するものです。軽自動

車の購入助成154万円の計上は、子育て世帯の支援を目的とした軽自動車購入の助成、また、高齢者の安全確保を目的とした先進安全性能を備えた軽自動車購入に対する助成を行い、併せて地域経済の活性化を図るものです。

次のページに移りまして、2点目は、「魅力ある学校・園づくり」でございます。

きめ細かな教育の推進6, 479万円の計上は、町費による各種支援員等を町内校園に配置し、一人一人に寄り添うきめ細かな指導や支援を充実させるものです。また、さらなる就学前教育・保育の充実と保護者のニーズに応えられるよう、令和4年度から町立幼稚園を認定こども園へ移行します。生きて働く基礎学力の定着と系統的英語教育の推進745万円の計上は、児童生徒の基礎学力の定着に向けた指導力の向上、また、「徹底反復学習」に取り組み、集中力の向上や脳の活性化を図り総合的な学力の向上を目指すものです。

さらに、英語教育については、認定こども園、小学校、中学校の系統性を一層重視し、英語になれ親しむ機会を拡大するなど、さらなる充実を図るものです。子どもの健やかな成長を支援する家庭教育の充実100万円の計上は、国の「早寝早起き朝ごはん」推進校事業を継続して受託し、「家庭の教育力向上」を社会教育の中心に据え、積極的に推進することにより、子どもたちの学ぶ力の向上と規則正しい生活習慣の確立を目指すものです。

3点目は、「スポーツと健康づくりの推進」でございます。

滋賀国民スポーツ大会に向けたスポーツライミングの普及促進5, 190万円の計上は、令和7年度に開催される滋賀国民スポーツ大会では、本町がスポーツライミングの競技会場地となることから、ボルダリング施設の整備を進めるとともに、小学生ボルダリング体験教室や竜王町クライミングアンバサダー（広報大使）による魅力発信に加え、滋賀国スポ大会への出場を目指す地元出身選手の育成強化を行うものです。りゅうおう健康ベジ7（セブン）チャレンジの推進353万円の計上は、健康課題である糖尿病及び高血圧症などの予防のため、健康いきいき竜王21プランに基づき、地域や関係機関と協働して取り組み、健康寿命の延伸を図るとともに、令和6年度から新たなプラン策定に向け基礎調査を行うものです。

4点目は、「自然災害に対する危機管理及び危機対応力の向上と強靱化の推進」でございます。

耐震改修促進計画の策定650万円の計上は、令和2年度末に滋賀県既存建築

物耐震改修計画が改訂されたことから、これとの整合を図るため、竜王町耐震促進計画の見直しを行うものです。環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の策定500万円の計上は、カーボンニュートラルの実現に向けて、竜王町環境基本計画等の見直しを行うものです。日野川改修・国道8号整備促進の強化100万円の計上は、日野川抜本改修のための河川整備計画変更が早期に実施されるよう加速化を図るため、また、国道8号について、東近江区間を早期に調査区間に指定されるよう加速化を図るため、国・県要望を強化するものです。

次のページに移りまして、「みんなで進めるまちづくり」に対する予算でございます。

1点目は、「地域コミュニティの活性化と協働の推進」でございます。

持続可能な地域コミュニティの推進2,463万円の計上は、多様な参画によるこれまでの地域コミュニティの維持・活性化を図るとともに、本町にふさわしい新たな活動組織の在り方を検討するものです。併せて、一般財団法人自治総合センターによる宝くじの受託事務収入を財源として、コミュニティ活動助成を行うものです。自治会活動への支援2,657万円の計上は、地域住民の自主性及び協調性の向上、並びに個性的で魅力ある地域の形成と協働によるまちづくり意識の向上を図るため、自治会が行う事業に対し助成を行うものです。また、地域活動の拠点となる自治会館の建設、または購入のための経費に対する補助を行い、地域活動の活性化を図るものです。

2点目は、「先端技術の利活用」でございます。

竜王町防災行政情報システムの運用管理892万円の計上は、災害時の迅速な避難行動等につなげるため、防災行政情報システムの公式アプリ「しるみる竜王」等を活用し、町民と行政の双方向による情報発信・情報共有を図るものです。先端技術を活用した行政サービスの提供1億3,497万円の計上は、行政事務へのRPA、AIの活用による定型作業の負担軽減、行政手続のオンライン化等を推進することで、業務効率化、町民サービスの向上を図るものです。また、効率的で安定した行政サービス、災害に強い行政事務に向け、引き続き県内6町による滋賀県町村行政情報システム共同利用事業（6町クラウド事業）に取り組むものです。農業委員会農地パトロール用タブレットの整備119万円の計上は、農地パトロール等の作業効率の向上を目的に、国費を活用してタブレットを整備するものです。マイナンバーカード普及促進用タブレット等の整備112万円の計上は、国費を活用してマイナンバーカード申請時に使用するタブレットを整備す

ることで、マイナンバーカードの申請機会を広げ、交付率の向上を図るものです。

次に、「新型コロナウイルス感染症に対する主な予算」について説明いたします。

ワクチン接種事業1,029万円の計上は、令和3年度からの繰越分も含めつつ、接種体制確保と、1回目、2回目の未接種者、5歳から11歳までの児童、また、3回目の接種を円滑に実施するものです。県制度融資「セーフティネット資金」の利用時における利子補給400万円の計上は、売上等が減少している中小企業の資金繰りの支援策として、県制度融資「セーフティネット資金」の利用時における利子補給を実施するものです。保育士等処遇改善加算462万円の計上は、国の経済対策の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症への対応が必要な保育現場において、処遇改善に必要な費用を加算するものです。

主なものは以上でございますが、経済社会活動の回復を図る等その他のコロナ対策については、今後の状況を踏まえつつ、迅速に対応することといたします。

次のページに移りまして、歳入予算におきましては、町税を34億9,253万円、対前年度2億8,427万円(8.9%)の増収を見込んでおります。

これは、町税のうち法人町民税については、令和3年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響等による下振れを見込むものの、固定資産税については、事業者の設備投資等による増収を見込むためです。

普通交付税については、令和3年度は交付団体となったものの、令和4年度は再び不交付団体となる見込みであることから、普通交付税及び臨時財政対策債について、皆減としています。

このような状況において、依然として厳しい財政状況であること、また、令和4年度は中心核整備に係る土地取得等に着手することから、歳出削減及び歳入確保に努めてもなお不足する所要の財源のため、財政調整基金から3億4,496万円を取り崩すこととしました。これにより、令和4年度末の同基金残高は、12億5,400万円程度になる見込みです。

続いて、議案書50ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費につきましては、小学校建築に係る基本設計及び実施設計について、令和4年度末までに完了しない見込みであることから設定するものがございます。

次のページに移りまして、第3表、債務負担行為につきましては、5つの事項について、それぞれ期間及び限度額を設定するものがございます。

第4表、地方債につきましては、それぞれ起債の目的に応じて限度額を設定するものでございます。

43ページに戻りまして、第5条で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額を20億円と定めるものでございます。

以上、議第18号、令和4年度竜王町一般会計予算の内容説明とさせていただきます。

**○議長（貴多正幸）** 寺嶋住民課長。

**○住民課長（寺嶋 要）** 続きまして、議第19号、令和4年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

お手元の、特別会計の歳入歳出予算に関する説明書3ページから御覧ください。

歳入ですが、国民健康保険税は2億1,348万5,000円で、前年度と比較して150万円の増額でございます。

4ページの県支出金につきましては、保険給付費等交付金が10億3,191万3,000円で、前年度と比較して2億8,367万3,000円の減額でございます。

5ページの一般会計繰入金は6,797万8,000円で、前年度と比較して331万4,000円の減額でございます。

6ページの繰入金は1,745万3,000円で、財政調整基金から繰り入れるものです。前年度と比較して445万3,000円の増額でございます。

次に、歳出でございます。

8ページを御覧ください。

総務管理費につきましては、635万8,000円でございます。内容といたしましては、被保険者証の印刷発行等の一般事務経費、国保連合会電算レセプト処理手数料、国保連合会負担金などで、前年度と比較して43万3,000円の減額でございます。

9ページにかけまして、徴税费につきましては、人件費、通信運搬費などで325万6,000円、前年度と比較して4万2,000円の減額でございます。運営協議会費につきましては30万8,000円で、前年度と比較して1万6,000円の減額でございます。

10ページにかけまして、国保の本体部分であります保険給付費の療養諸費が8億6,456万7,000円でございます。高額疾病に係る医療費の実績を踏まえ算出しております。前年度と比較して1億8,983万5,000円の減額

でございます。

高額療養費につきましては1億4,775万4,000円で、前年度と比較して8,810万3,000円の減額でございます。

葬祭諸費につきましては90万円で、前年度と比較して5万円の減額でございます。

出産育児諸費につきましては、336万2,000円で、前年度と同額でございます。

12ページの国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費分が1億9,126万4,000円、13ページの後期高齢者支援金等分が6,893万7,000円、介護納付金分が2,018万円で、総額が2億8,038万1,000円でございます。前年度と比較して212万5,000円の減額でございます。

保健事業費については、40歳以上の被保険者に対する特定健康診査等の実施が医療保険者に義務づけされており、特定健康診査等事業費が1,965万6,000円、保健衛生普及費は、国保若年層に対する健康診査等の実施でありまして311万1,000円でございます。

基金積立金は9万3,000円で、財政調整基金の利息分でございます。

諸支出金の償還金及び還付加算金は114万円、16ページの繰出金は、県から収入した特別交付金を施設勘定予算へ繰り出すもので、37万3,000円でございます。

予備費については100万円とし、平成30年度から保険給付費の増加に備える必要性がなくなりましたので、必要最小限の計上としております。

今後も、健康推進課とともに被保険者の健康づくりや保健事業の推進及び情報提供など健康づくりを支援し、もって、健康寿命の進展と医療費の適正化に努め、国保財政健全運営に取り組みたいと考えております。

以上、議第19号、令和4年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算の内容説明とさせていただきます。

引き続きまして、議第20号、令和4年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

特別会計の歳入歳出予算に関する説明書23ページを御覧ください。

医科につきましては、指定管理者制度により、医療法人社団弓削メディカルクリニックが管理運営を行います。

まず、歳入ですが、財産収入につきましては67万円で、財政調整基金の利息及び保険調剤薬局への土地建物の貸付けによるものでございます。

一般会計繰入金432万8,000円につきましては、財政調整基金を取り崩してもなお財源が不足するため、一般会計から繰り入れるものでございます。

財政調整基金繰入金につきましては、医療従事者確保支援交付金の財源として750万円を繰り入れるものでございます。

次に、歳出でございますが、25ページの施設管理費につきましては、1,028万2,000円で、そのうち1,000万円が医療従事者確保支援交付金でございます。

医業費につきましては、医療用機械器具に係る修理費が10万円でございます。基金積立金は1万円で、財政調整基金の利息分でございます。

公債費につきましては、医科診療所の整備に伴い借り入れた町債の元利償還金で、190万8,000円でございます。

医科診療所では、指定管理者制度を活用し、民間の医療機関のお力をお借りいたしまして、さらに地域住民の健康保持増進と疾病予防、早期発見、早期治療に努めるとともに、保健・福祉・医療の連携を図りながら、地域に根差した安定した医療・保健事業に努めてまいります。

次に歯科でございます。

まず、歳入につきましては、31ページの診療収入は、診療所運営の主要な収入としまして4,192万4,000円、32ページにかけての介護サービス収入につきましては87万3,000円でございます。

事業勘定繰入金の37万3,000円は、歯科保健事業に対する国庫補助分に関する事業勘定からの繰入金でございます。

33ページにかけての他会計繰入金につきましては、206万6,000円でございます。

次に、歳出でございますが、35ページから37ページにかけて、総務費としまして、歯科診療所の施設管理費及び歯科保健の管理費が3,812万5,000円でございます。

次に、医業費につきましては、926万5,000円でございます。

基金積立金につきましては5,000円で、財政調整基金の利息分でございます。

本年度も、保健行政や地域、学校、家庭、町内開業医と連携しながら、乳幼児



から高齢者まで全町民を対象に、健康づくりは「健康な歯から」、「治療より予防」を合い言葉に、診療業務と併せて各ライフステージに合った歯科保健事業に努めてまいります。

以上、議第20号、令和4年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算の内容説明とさせていただきます。

○議長（貴多正幸） 西村福祉課長。

○福祉課長（西村忠晃） 続きまして、議第22号、令和4年度竜王町介護保険特別会計予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、57ページ保険料につきまして、65歳以上の第1号被保険者保険料で、日本年金機構などで年金から徴収されます特別徴収保険料や普通徴収保険料で2億6,150万9,000円、前年度と比較して282万2,000円の増額でございます。

国庫支出金につきましては、介護給付費負担金が1億7,560万円、ページをめぐっていただきまして、調整交付金が992万1,000円、地域支援事業交付金の介護予防事業が315万2,000円、包括的支援事業・任意事業が359万4,000円でそれぞれルール分でございます。

また、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組に対して交付される保険者機能強化推進交付金が196万2,000円、介護予防、健康づくり等に資する取組に対して交付される保険者努力支援交付金が192万円でございます。支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料を原資として介護給付費交付金が2億5,866万2,000円、地域支援事業支援交付金が425万4,000円でございます。

59ページに移りまして、県支出金は、介護給付費負担金が1億3,574万6,000円、地域支援事業交付金の介護予防事業が197万円、包括的支援事業・任意事業が179万6,000円でそれぞれルール分でございます。

財産収入は、介護給付費準備基金の運用利子3万5,000円でございます。

ページをめぐっていただきまして60ページ、繰入金につきましては、一般会計からの繰入れが1億4,135万3,000円で、内訳は、介護給付費繰入金が1億1,974万5,000円、その他一般会計繰入金が1,784万2,000円、地域支援事業繰入金の介護予防事業が197万円、包括的支援事業・任意事業が179万6,000円でございます。また、介護給付費準備基金からの繰入れが201万7,000円でございます。

次に、歳出でございます。

63ページを御覧ください。

総務管理費が143万5,000円、徴収費が123万3,000円でございます。

ページをめくっていただきまして64ページ、介護認定審査会費が669万5,000円でございます。主なものは、認定調査委託費用、介護認定審査会への負担金等でございます。

65ページから66ページにかけまして、保険給付費ですが、要介護認定を受けられた方々の居宅介護サービス、施設介護サービス、地域密着型介護サービスなどの介護サービス等諸費が8億9,300万9,000円、要支援認定を受けられた方々の介護予防サービス、介護予防サービス計画などの介護予防サービス等諸費が2,867万7,000円、ページをめくっていただきまして68ページ、高額介護サービス等費が1,459万9,000円、特定入所者介護サービス等費が1,810万8,000円、69ページに移りまして、高額医療合算介護サービス等費が264万7,000円、その他経費を含め保険給付費全体で9億5,804万6,000円となり、前年度と比較して3,961万1,000円の減額でございます。

地域支援事業費につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費が1,371万円でございます。

一般介護予防事業費につきましては、590万7,000円でございます。地域の介護予防活動の支援に係るものです。

任意事業費は468万9,000円で、主なものは、緊急通報システム運営事業委託料、配食サービス見守り事業、介護保険システム保守業務でございます。

在宅医療・介護連携推進事業費は4万7,000円で、在宅福祉医療ネットワーク会議に係る費用でございます。

認知症総合支援事業費は460万2,000円で、主なものは、認知症地域支援推進員の人件費、認知症カフェの運営委託料等でございます。

なお、包括的支援事業費及び生活支援体制整備事業費につきましては、令和3年度は重層的支援体制の整備に係る事業を当会計で実施していたところですが、令和4年度は当該事業を一般会計へ移行して実施することから、予算の計上はございません。今後も、介護サービス基盤の安定、強化を図りながら、住民の皆様とともに介護予防、健康づくり、認知症対策等に取り組み、高齢者が地域でいき

いきと安心して暮らせるよう、適正な介護保険の運営に努めたいと考えております。

以上、議第22号、令和4年度竜王町介護保険特別会計予算の内容説明とさせていただきます。

○議長（貴多正幸） 森岡上下水道課長。

○上下水道課長（森岡道友） 議第24号、令和4年度竜王町水道事業会計予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

予算書を御覧ください。

1ページ、第2条、業務の予定量といたしまして、給水戸数につきまして3,950戸、年間総配水量につきまして158万立方メートル、1日平均給水量につきまして4,000立方メートル及び主な建設改良事業といたしまして、管路更新事業に係る事業費8,900万円をそれぞれ予定するものでございます。

次に、第3条、収益的収入の予定額といたしまして3億5,787万3,000円、収益的支出の予定額といたしまして3億2,923万6,000円と定めるものでございます。

収益的収入の内訳といたしまして、営業収益が3億92万6,000円、営業外収益が5,693万7,000円、特別利益が1万円でございます。収益的支出の内訳といたしまして、営業費用が3億1,524万7,000円、営業外費用が1,368万9,000円、予備費が30万円でございます。

次に、第4条、資本的収入の予定額といたしまして1億1,600万円、資本的支出の予定額といたしまして1億8,706万7,000円と定めるものでございます。

資本的収入の内訳といたしまして、企業債が9,700万円、補助金が1,900万円でございます。資本的支出の内訳といたしまして、建設改良費が1億5,034万1,000円、企業債償還金が3,672万6,000円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対しまして7,106万7,000円の不足となりますが、これにつきましては、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額並びに当年度利益剰余金で補填させていただくこととしております。

次に、第5条で債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額といたしまして、水道管理システム更新及び保守業務委託を令和5年度から令和7年度までの期間で限度額769万1,000円と、水道事業包括業務委託を令和5年

度から令和9年度までの期間で限度額8,928万5,000円と、第6条で企業債の限度額を9,700万円と、第7条で一時借入金の限度額を1,000万円と、第8条で予定支出の各項の経費の金額の流用といたしまして営業費用と営業外費用との間と、第9条で議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費2,575万6,000円、交際費2万円と、第10条で一般会計等から受ける補助金といたしまして3,180万円と、第11条でたな卸資産購入限度額を500万円と、第12条で重要な資産の取得といたしまして加圧式給水車と定めるものでございます。

以上、議第24号、令和4年度竜王町水道事業会計予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議第25号、令和4年度竜王町下水道事業会計予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

予算書を御覧ください。

1ページ、第2条、業務の予定量といたしまして、接続戸数につきまして3,300戸、年間総処理水量につきまして153万1,000立方メートル、1日平均処理水量につきまして4,200立方メートル及び主な建設改良事業といたしまして、管渠更新事業等に係る事業費5,760万円をそれぞれ予定するものでございます。

次に、第3条、収益的収入の予定額といたしまして5億2,450万2,000円、収益的支出の予定額といたしまして5億1,227万4,000円と定めるものでございます。

収益的収入の内訳といたしまして、営業収益が1億7,965万1,000円、営業外収益が3億4,484万7,000円、特別利益が4,000円でございます。収益的支出の内訳といたしまして、営業費用が4億6,371万7,000円、営業外費用が4,805万7,000円、予備費が50万円でございます。

次に、第4条、資本的収入の予定額といたしまして2億480万9,000円、資本的支出の予定額といたしまして3億8,536万8,000円と定めるものでございます。

資本的収入の内訳といたしまして、他会計出資金が5,814万8,000円、企業債が1億3,320万円、補助金が1,316万円、分担金が30万円、負担金が1,000円でございます。資本的支出の内訳といたしまして、建設改良費が9,462万7,000円、企業債償還金が2億9,074万1,000円

でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対しまして1億8,055万9,000円の不足となりますが、これにつきましては、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税資本的収支調整額で補填させていただくこととしております。

次に、第5条で債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額といたしまして、下水道事業包括業務委託を令和5年度から令和9年度までの期間で限度額4,716万5,000円と、第6条で企業債の限度額を下水道事業が6,480万円、資本費平準化債が6,840万円、未利用利子が1,060万円と、第7条で一時借入金の限度額を5億円と、第8条で予定支出の各項の経費の金額の流用といたしまして営業費用と営業外費用との間と、第9条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして職員給与費3,111万9,000円と、第10条で一般会計から受ける補助金といたしまして1億8,911万8,000円と定めるものでございます。

以上、議第25号、令和4年度竜王町下水道事業会計予算の内容説明とさせていただきます。

**○議長（貴多正幸）** 次に、日程第27 議第26号、訴えの提起についてから日程第29 議第28号、竜王町職員懲戒審査委員会委員の選任についての3議案を、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** ただいま上程いただきました議第26号から議第28号までの各議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第26号、訴えの提起についてにつきましては、損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める訴えを提起するものです。

平成31年2月15日に執行した、竜王町総合庁舎周辺公共施設保守管理及び清掃業務の指名競争入札に当たり、株式会社関西シーケンス管理の元代表取締役らが本町の元職員と共謀し、同年2月12日に同職員から本業務に係る設計額の教示を受け、株式会社関西シーケンス管理をして、本業務を落札させた談合事件について、当該違法行為が行われていなければ形成されていたであろう本件業務の委託料と、本町が現実に支払った委託料との差額相当分及び弁護士費用相当額の損害を被っているところです。

このことを受けて、委託料との差額相当分及び弁護士費用相当額の合計678万868円を、損害賠償金として被告となるべき者に賠償を求めるべく請求書を送付しましたが、被告となるべき者がこれに応じないことから訴えを提起いたしたく、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第27号、竜王町職員懲戒審査委員会委員の選任についてにつきましては、現委員であります大橋裕子氏の任期が令和4年4月30日に満了いたしますことから、再度、同氏を選任するに当たりまして、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、令和4年5月1日から令和8年4月30日までとなります。

次に、議第28号、竜王町職員懲戒審査委員会委員の選任についてにつきましては、現委員であります松浦博氏の任期が令和4年4月30日に満了いたしますことから、再度、同氏を選任するに当たりまして、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、令和4年5月1日から令和8年4月30日までとなります。

以上、議第26号から議第28号までの提案理由といたしますので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（貴多正幸）** 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

散会 午後3時42分